

お知らせ

## 病児保育の利用

### 子育て支援センター

両親が共働きの家庭やひとり親家庭のお子さんが、急に体調が悪くなったときや病気になったときに、保育と看護を行う病児保育を岐阜市・羽島市・各務原市・岐南町と提携を結び、実施しています。

利用を希望される方は、施設へ直接お問い合わせください。

#### 岐阜市

- ・福富医院『すずらん』 ☎238-8555  
(岐阜市安食1228)
- ・河村医院『クララ』 ☎241-3311  
(岐阜市芥見大般若1-84)
- ・小牧内科クリニック『ピノキオ』 ☎253-7717  
(岐阜市昭和町2-11)
- ・山田病院『ミッキー』 ☎255-1221  
(岐阜市寺田7-110)
- ・矢嶋小児科分院『うりぼう』 ☎214-7077  
(岐阜市日野南7-1-17)

#### 羽島市

- ・病児保育室『かみなりくん』 ☎394-0112  
(羽島市正木町坂丸2-95)

#### 各務原市

- ・東海中央病院『こあら』 ☎322-3567  
(各務原市蘇原東島町4-6-2)

#### 岐南町

- ・『岐南さくら保育園』 ☎271-4424  
(岐南町みやまち4-96)

お知らせ

## 使用済みの食用油の回収

### 環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収をボランティア団体のご協力で実施しますので、ご利用ください。

【日 時】12月16日(月)  
午前9時30分～11時30分

【場 所】役場、中央公民館、松枝公民館、  
下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

【問 合 先】環境経済課

お願い

## 町県民税の特別徴収(給与天引き)

### 税務課

給与所得者にかかる町県民税は、特別な事情がない限り、給与支払者(特別徴収義務者)が所得税の源泉徴収と同じように給与から天引きして納入することと地方税法で定められています。

特別徴収義務者の皆さんは、制度をご理解のうえ、特別徴収への切り替えにご協力をお願いします。

【問 合 先】税務課

### 税務署からのお知らせ

## 1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

これまで個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度は、所得税の申告が必要のない方も対象となります。

### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)

【問 合 先】岐阜南税務署 ☎271-7111

お知らせ

## 公開読書

### 町読書サークル協議会

妹尾河童著「少年H(上・下)」の公開読書を開催します。

【日 時】12月21日(土) 午後1時30分～

【場 所】中央公民館3の2

【問 合 先】読書サークル協議会会長 長野恒美  
☎090-6091-9402

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

## 大栄食品株式会社

本 社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288-1  
TEL058-338-2366(代) FAX058-388-2367

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

## 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地  
(笠松町許可) TEL 058-239-9921  
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030